No.314

2023 7 KAWASAKI

川崎南法人会だより

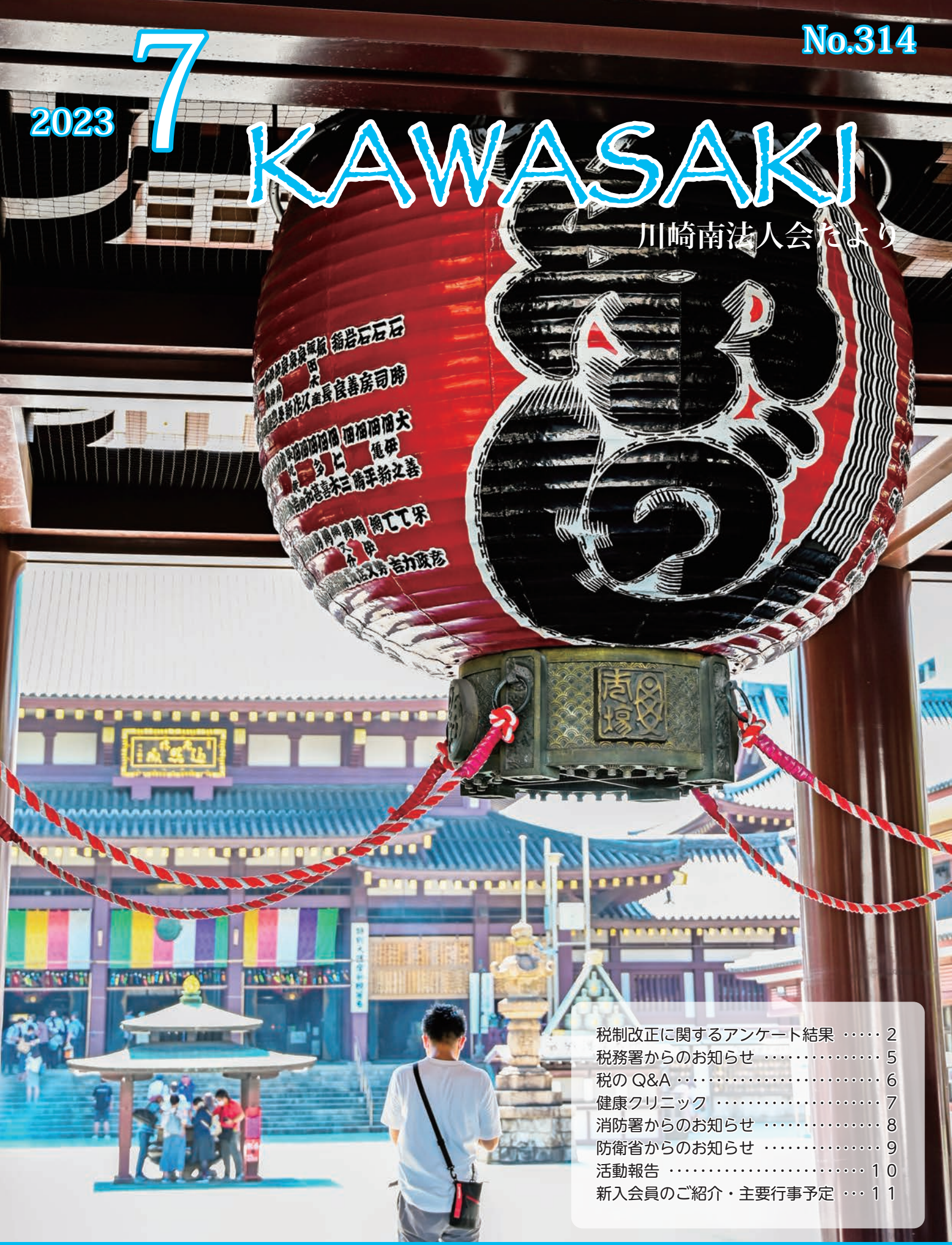

税制改正に関するアンケート結果 …… 2
税務署からのお知らせ …… 5
税の Q&A …… 6
健康クリニック …… 7
消防署からのお知らせ …… 8
防衛省からのお知らせ …… 9
活動報告 …… 10
新入会員のご紹介・主要行事予定 … 11

ホームページも是非ご覧ください

川崎南法人会 検索

https://km-hojinkai.or.jp

発行所／公益社団法人川崎南法人会　川崎市幸区堀川町66-20　川崎市産業振興会館５階　TEL：044-276-8731
編集兼発行人／広報委員会　https://km-hojinkai.or.jp　FAX：044-276-8738

表紙写真：(一社)川崎市観光協会　提供　／　場所：川崎大師　平間寺「大提灯」

令和６年度　税制改正に関するアンケート結果（最終集計）

公益財団法人　全国法人会総連合

集計期間：３月９日～５月15日到着分　　集計枚数：12,307枚

【分　類】

■ 会員区分

	税制委員	役員（税制委員を除く）	一般会員	合　計
回答数	1,700	6,175	4,113	11,988
構成比	14.2%	51.5%	34.3%	100%

■ 年齢

	20～40代	50代	60代	70代	80代	合　計
回答数	1,633	3,365	4,242	2,513	151	11,904
構成比	13.7%	28.3%	35.6%	21.1%	1.3%	100%

■ 主たる業種

	製造業	建設・土木・不動産	卸売・小売・飲食	サービス	その他	合　計
回答数	2,393	3,485	2,546	2,427	1,260	12,111
構成比	19.8%	28.8%	21.0%	20.0%	10.4%	100%

■ 資本金

	１千万円以下	１千万円超～５千万円以下	５千万円超～１億円以下	１億円超～３億円以下	３億円超～５億円以下	５億円超	合　計
回答数	5,668	5,069	877	135	81	252	12,082
構成比	46.9%	41.9%	7.3%	1.1%	0.7%	2.1%	100%

■ 従業員数

	４人以下	5～19人	20～99人	100～299人	300人以上	合　計
回答数	2,585	4,350	3,791	908	489	12,123
構成比	21.3%	35.9%	31.3%	7.5%	4.0%	100%

■ 前事業年度の申告状況

	黒字申告	赤字申告	回答保留・その他	合　計
回答数	8,380	2,783	962	12,125
構成比	69.1%	23.0%	7.9%	100%

問１　中小企業向け税制

令和６年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制で特に重視すべき点について、以下より２つ以内で選んで下さい。

① 法人税の軽減税率の特例（15%）の本則化等　② 設備投資・研究開発を促進する税制の拡充
③ 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充　④ 役員給与の損金算入の拡充
⑤ 交際費課税の損金算入枠の拡大　⑥ 欠損金の繰戻還付制度の拡充
⑦ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	集計枚数
回答数	7,444	3,717	5,906	2,331	1,362	1,431	252	12,307
回答率	60.5%	30.2%	48.0%	18.9%	11.1%	11.6%	2.0%	ー

※回答率は、回答数を集計枚数（12,307枚）で除した数字である。

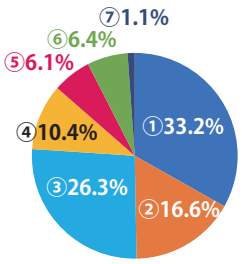

問２　法人関係／企業の賃上げ

政府は、「インフレ率を超える賃上げ」を目指しておりますが、物価が高騰する中、中小企業の賃上げが大きな課題となっています。令和４年度税制改正において、積極的な賃上げ等を促すための税制措置が講じられていますが、あなたの会社では今年の賃上げについてどう対応しますか。

① 賃上げをする　② 賃上げを検討したい
③ 賃上げは難しい　④ わからない
⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合　計
回答数	4,915	3,512	3,011	562	218	12,218
構成比	40.2%	28.8%	24.6%	4.6%	1.8%	100%

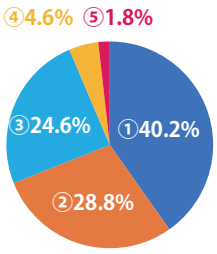

問３　消費税／インボイス制度①

令和５年10月１日から導入される「インボイス制度」について、インボイスを交付するためには「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となります。あなたの会社における登録申請状況をお聞かせください。

① 課税事業者であり、登録申請をした　② 課税事業者であり、これから登録申請する
③ 免税事業者ではあるが、登録申請をした　④ 免税事業者ではあるが、これから登録申請をする
⑤ 免税事業者であるが、登録申請をするか検討中である
⑥ 登録申請をする予定はない　⑦ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	合　計
回答数	10,443	805	191	92	259	318	102	12,210
構成比	85.50%	6.60%	1.60%	0.80%	2.10%	2.60%	0.80%	100%

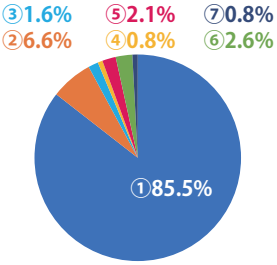

問４　消費税／インボイス制度②

課税事業者の方（現在は免税事業者ではあるが、課税事業者となる予定の方も含む）にお聞きします。インボイス制度導入後の免税事業者との取引についてお考えをお聞かせください（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

① これまでと変わりなく取引を行う　② 課税事業者にならなければ取引は難しい
③ ６年間の経過措置等が終了するまでは取引を行うが、その後については検討していない
④ 取引をするかしないかについて検討していない　⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合　計
回答数	5,522	1,751	2,881	1,251	373	11,778
構成比	46.9%	14.9%	24.4%	10.6%	3.2%	100%

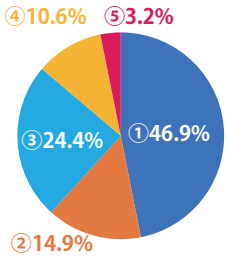

問５　消費税／インボイス制度③

課税事業者の方（現在は免税事業者ではあるが、課税事業者となる予定の方も含む）にお聞きします。インボイス制度導入に際し、あなたの会社で特に懸念される点があれば、以下より２つ以内で選んで下さい（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

① 税務データ処理の機器など新たな設備投資　② ソフトウェアの変更や新規購入
③ 煩雑な経理処理や事務処理　④ 事務負担の増加による人件費の負担増
⑤ インボイス制度についての社員教育　⑥ 免税事業者との取引
⑦ 特に問題なく対応できる　⑧ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	集計枚数
回答数	1,451	3,238	6,025	1,554	1,638	3,494	1,830	249	12,307
回答率	11.8%	26.3%	49.0%	12.6%	13.3%	28.4%	14.9%	2.0%	ー

※回答率は、回答数を集計枚数（12,307枚）で除した数字である。

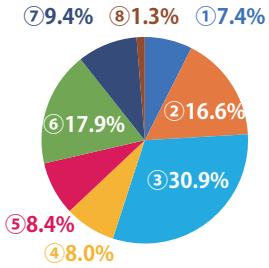

問６　事業承継／事業承継の形態

あなたの会社を事業承継するに当たって、どのような形態を考えているか、お聞かせください。

① 子に事業承継する　② 子以外の親族に事業承継する
③ 親族外に事業承継する　④ 事業を売却する
⑤ 事業承継はせず廃業する　⑥ 当面、事業承継を行う予定はない
⑦ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	合　計
回答数	4,787	751	1,124	323	554	3,557	1,024	12,120
構成比	39.5%	6.2%	9.3%	2.7%	4.6%	29.3%	8.4%	100%

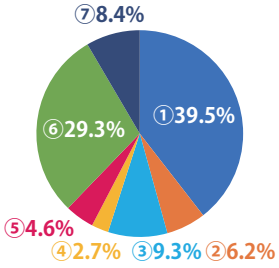

問７　事業承継／事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を２つ以内で選んで下さい。

① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
② 相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める
③ 納税猶予制度の特例措置の更なる拡充や適用期限の延長を求める
④ 欧州主要国のように、事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	集計枚数
回答数	1,591	5,928	3,630	5,958	934	12,307
回答率	12.9%	48.2%	29.5%	48.4%	7.6%	ー

※回答率は、回答数を集計枚数（12,307枚）で除した数字である。

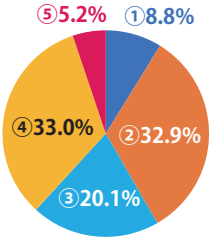

問８　相続税・贈与税

令和５年度税制改正では、資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から、相続開始前に暦年課税贈与があった場合、相続財産に加算される生前贈与の期間を３年から７年に延長する等の見直しが行われました。また、相続時精算課税制度については、資産の早期の世代間移転を促進する観点から、同制度を選択後も毎年１１０万円以下の贈与については贈与税の申告が不要となる等の見直しが行われました。今回の改正により、若年世代への資産移転が促進すると思いますか。

① 生前贈与が促進されると思う　② 生前贈与が少しは進むと思う
③ 生前贈与が進むとは思わない　④ わからない
⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合　計
回答数	1,433	5,101	3,153	2,354	141	12,182
構成比	11.8%	41.9%	25.9%	19.3%	1.1%	100%

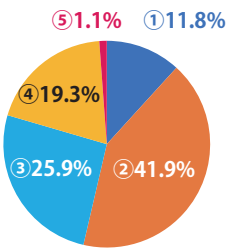

問９　地方税／固定資産税

地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われています。その一方で、負担感の高まりなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点を２つ以内で選んで下さい。

①　商業地等の宅地の評価方法を見直す　　②　家屋の評価方法を見直す
③　償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
④　免税点を大幅に引き上げる　　⑤　わからない　　⑥　その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	集計枚数
回答数	3,370	3,852	7,000	2,938	1,369	271	12,307
回答率	27.4%	31.3%	56.9%	23.9%	11.1%	2.2%	―

※回答率は、回答数を集計枚数（12,307枚）で除した数字である。

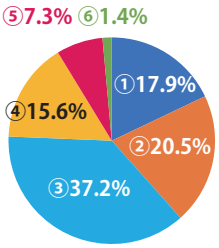

問10　地方の行財政改革

行財政改革を推進するためには、国ばかりでなく地方においても自立、自助の体質構築が求められます。特に優先すべき検討課題を以下より２つ以内で選んで下さい。

①　国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲　　②　地方税財源の充実
③　広域行政による効率化　　④　さらなる市町村合併の推進による基礎自治体の拡充
⑤　地方議会のスリム化と納税者視点に立ったチェック機能の確立
⑥　地方公務員給与の適正化など行政のスリム化　　⑦　その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	集計枚数
回答数	5,159	3,326	2,289	1,297	5,145	3,751	308	12,307
回答率	41.9%	27.0%	18.6%	10.5%	41.8%	30.5%	2.5%	―

※回答率は、回答数を集計枚数（12,307枚）で除した数字である。

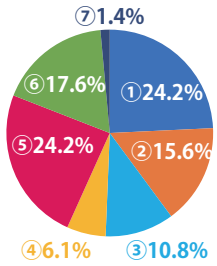

問11　防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

政府は、防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保することとしており、必要となる財源の一部を増税で対応することとしています。このことについてどう考えますか。

①　増税により財源の一部を確保することに賛成である　　②　全て増税以外の財源により対応する
③　わからない　　④　その他

	①	②	③	④	合　計
回答数	4,332	4,933	2,149	740	12,154
構成比	35.6%	40.6%	17.7%	6.1%	100%

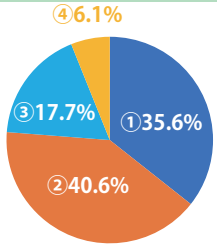

問12　税と社会保障

パート等が就労調整を行う要因の一つとして、社会保険や税制上の扶養に影響する「年収の壁」があると言われています。さらに、最低賃金の引き上げにより、扶養の範囲内で働くには就労可能時間が今までより少なくなってしまうことから、人手不足で悩む中小企業にとっては深刻な問題となっています。あなたの会社においてパート等の就業調整による影響について、お聞かせください。

①　就業調整によって人員が確保できず困っている
②　就業調整による影響はあるが、何とか対応している
③　就業調整による影響はほとんどない　　④　わからない　　⑤　その他

	①	②	③	④	⑤	合　計
回答数	2,275	3,486	4,228	964	1,179	12,132
構成比	18.8%	28.7%	34.9%	7.9%	9.7%	100%

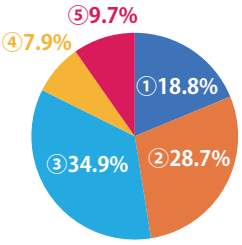

※左の絵と右の絵には相違点が７か所あります。見つかりますかな？（答えは10頁にあります）

【作者紹介】神谷一郎（かみや・いちろう）　専修大法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。
現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

書類の送付先が変わります

令和５年７月10日から「東京国税局業務センター川崎南分室」において川崎南税務署及び川崎北税務署の一部の内部事務（※）を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしております。

令和５年７月10日以降、上記各税務署管内の皆様が申告書や申請書等の書類を郵送等で提出される場合は、「東京国税局業務センター川崎南分室」宛てに送付していただきますようお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではございません。

（※）　申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

宛　先	東京国税局業務センター川崎南分室 《郵便番号》210-8606※電話番号と間違えないようご注意願います。 神奈川県川崎市川崎区榎町３番18号

ご留意いただきたい事項

○　内部事務のセンター化の対象となる税務署に申告書、申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

- ●　e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
- ●　書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。
  税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出願います。

○　書面の申告書、申請書等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。また、所轄税務署以外の窓口及び時間外収受箱へ提出することもできません。

○　業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、業務センターから電話や文書によりお問合せをさせていただくことがございます。

○　電話による税務相談や申告書、申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。

○　納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

○　業務センターから送付する文書の種類によっては、責任者名が税務署長のほか東京国税局長となる場合があります。

東京国税局・税務署

令和５年５月

離婚による財産分与…贈与税？所得税！

税理士・CFP®　越　智　浩

Q. 事務所兼居宅の土地建物を財産分与。

１年以上話し合った結果、27年連れ添った妻乙と今月末をもって協議離婚します。養育費の負担はありませんが、退職共済金の折半や年金分割に加えて、私甲名義の居住用不動産を財産分与することでようやく合意することができました。

分与する不動産は、23年前、中古住宅を土地3,000万円・家屋500万円で購入したものですが、今の相場では、5,000万円前後（cf.相続税評価額4,000万円）で取引される物件とのことです。登記簿謄本では、宅地（地積165.35㎡）と木造２階建の居宅（１階及び２階の合計床面積160㎡）となっていますが、現況、家屋全体を居住用にしているわけではなく、１階部分80㎡のうち40㎡は、私甲の事業の事務所として使用しています（事務所部分の未償却残高：25万円）。

ところで、金銭（債権）の半分を受け取り、居住用不動産をもらう妻乙には、贈与税がかかると思いますが、税負担を少しでも減らすために、贈与税の配偶者控除2,000万円を適用して贈与税額を軽減することは可能でしょうか。

A. 受贈者に贈与税ではなく、分与者に譲渡所得税・住民税が課税。

『死別』や『離婚』による夫婦関係消滅の際、**残された配偶者の生活保障という観点**は、税法においても考慮されている。『死別』の場合、特に顕著で、所得税における「寡婦控除」や相続税における「配偶者に対する税額軽減」はその典型である。

《設例》で挙げている「贈与税の配偶者控除2,000万円」制度も、贈与税は相続税の補完税であることを大前提に、夫死亡後の妻の生活保障という意図から設けられている。従って、この制度のもともとの意図を踏まえると、婚姻期間20年以上や居住用不動産の取得といった適用要件を満たしていたとしても、協議離婚の際に、この制度を適用することは、どうにも立法趣旨にそぐわない。

また、民法第768条１項に規定する協議離婚における財産分与請求権は、**上記の観点とともに、夫婦で築き上げた財産の清算という意味合い**を強く持つ。《設例》では、妻乙の貢献度を考慮した上で、もともと妻乙の財産を夫甲名義から妻乙名義に変更しただけ（＝清算）、つまり、新たな財産の取得・無償による財産の移転＝贈与・受贈関係の成立とは考えないので、**妻乙に贈与税の課税関係は生じない。**《設例》の問い自体が無意味になる。

一方、甲に対しては、譲渡所得の基因となる不動産を分与したことが、金銭の授受がないにもかかわらず、財産分与価額＝金銭で支払うべき慰謝料債務の消滅、すなわち、負担の減少＝経済的利益の享受が譲渡所得ととらえられ、**譲渡所得税及び住民税の課税関係が生じる**ことになる（弱り目にたたり目?!）。原則として、財産分与においては、**金銭以外の物等を分与した者には譲渡所得税等が課税され、分与された者は、なんら課税されない。**

《設例》では、居住用部分は、居住用財産の譲渡（譲渡価額5,000万円×居宅120㎡/160㎡＝3,750万円相当額）に該当し、一定の要件（特殊関係者に対する譲渡でなくなったなど）を満たせば、「3,000万円特別控除」が適用できるので、甲の課税所得金額は0、及び税額も0となりそうだ。しかし、事務所部分の譲渡については、一般の長期譲渡に該当することになり、

① 譲渡価額　5,000万円×事務所40㎡/160㎡＝12,500,000円
② 取得費　土地3,000万円×40㎡/160㎡＋事務所25万円＝7,750,000円
③ 譲渡費用　印紙3万円×40㎡/160㎡ ＝ 7,500円（仲介料・測量費等は考慮外。）
④ 譲渡所得金額　①－（②＋③）＝ 4,742,500円 ⇒ 4,742,000円（千円未満切捨て）
⑤ 譲渡所得税　④× 15%＝711,300円
⑥ 譲渡住民税　④× 5%＝237,100円
⑦ 合計納税額　⑤＋⑥ ＝ **948,400円**

以上のような納税額となることが予想される。

あくまで、夫婦で築き上げた財産の清算という意味合いにより贈与税の課税関係が生じないということなので、夫婦共有財産のみでは合意できず、亡父母からの相続財産を含めて財産分与した場合、…過大な財産分与価額の利益供与に該当すれば、その過大な部分（利益）に贈与税が課される…分与された者に。

“足がむくむ”“足がつる”
その症状、下肢静脈瘤かもしれません

第二川崎幸クリニック
血管外科部長 / 下肢静脈瘤センター長
白杉 望（しらすぎ　のぞむ）医師

下肢静脈瘤とは

下肢静脈瘤とは、足の皮膚のすぐ下の静脈がふくらんでコブになり蛇行する血管の病気の一種です。日本人の 43%、つまり、およそ２人に１人が持っています。
下肢静脈瘤により、足に余分な血液がたまる（うっ血）ため、「足がだるい」「血管が浮いてみえる」などの症状が代表的です。また、症状が悪化することにより、皮膚の症状（色素沈着・皮膚脂肪織硬化・皮膚潰瘍）があらわれる場合もあります。
以下の「下肢静脈瘤チェックシート」で気になる症状がある場合は、専門医に相談することをおすすめします。

「下肢静脈瘤チェックシート」
- ☐ 足がむくみやすい
- ☐ 足がだるい・つかれやすい
- ☐ 足の血管が浮いてみえる
- ☐ 明け方、足がつる
- ☐ 足に湿疹やかゆみがある

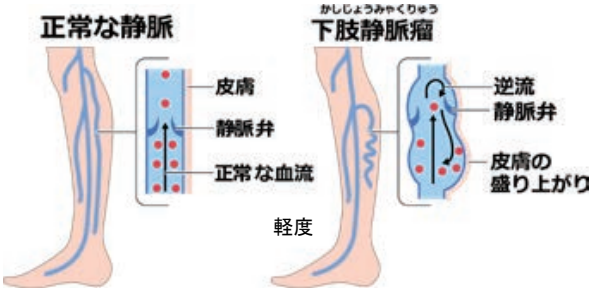

治療法

下肢静脈瘤の治療には、大きく分けて“保存的治療”“硬化療法”“血管内焼灼治療”“グルー治療”の４つがあります。それぞれの治療にはメリットと注意点がありますので、静脈瘤のタイプや患者さんの状態によって適切な治療を選択する必要があります。

軽症 ↓ 重症	保存的治療	生活習慣の改善や弾性ストッキングなどで症状を改善し、進行を予防する治療です。
	硬化療法	静脈瘤に薬剤（硬化剤：静脈瘤のための注射薬です）を直接注入する治療法です。とても細い注射針を使用するので、麻酔の必要はありません。
	血管内焼灼治療(血管内治療)	静脈瘤の血管内にカテーテル（レーザーまたはラジオ波）を入れ、内側からの熱により血管を閉塞させる手術です。
	グルー治療(血管内治療)	下肢静脈専用に開発された医療用接着材（グルー）を、カテーテルで治療する血管内に注入して血管を閉塞します。日帰り対応で翌日仕事復帰が可能です。

足には「静脈瘤が隠れてできる場所」があり、隠れた静脈瘤の診断には、専門医の経験、そして超音波検査が必要です。また、足のむくみなどの症状は、静脈血栓症・リンパ浮腫・膝の変形性関節症などによっても生じるため、むくみの原因となる病気が下肢静脈瘤なのか、または他の病気があるのか、きちんと診断することが重要です。

診療のご案内

社会医療法人財団　石 心 会
第二川崎幸（さいわい）クリニック
受診予約 ☎ 044-511-2112
電話予約受付時間
月～金 8：00 ～ 20：00　土 8：00 ～ 17：00　日 8：30 ～ 17：00　祝日 8：30 ～ 17：00

下肢静脈瘤センター

幸消防団は、一緒に街を守る仲間を募集しています

『地域　家族を守る　消防団』をキャッチフレーズに掲げ、川崎市を守ります

消防団員は、こんなことをしています

- 地域の防災を知り、災害から地域や家族、大切な人を守る
- 消防団としての基礎を学ぶ（救命講習、防災知識等）
- 火災予防などの広報活動
- 小学校や地域の防災訓練で消防などのことを指導する
- 火災などの災害活動

このような方でも街を守るための力になります

- 体力に自信がないけど、人の役に立つことをしてみたい
- 介護の経験がある。機械器具や車などの軽整備ができる
- 職場などで救命講習や防火管理の勉強をしたことがある
- 地元の地理などに詳しく、車の運転ができる　etc…

消防団の入団要件

幸区内に在勤、在住、在学で１８歳以上の健康な方です。地域とのコミュニケーションが見直されるなか、消防防災で地域と繋がりませんか

※市内他区、他都市の方については地元の消防団を御紹介します

幸 消 防 団
ホームページ

消防団に入るのは難しいけど、共感できる方へ

- 自宅の備蓄品や家具の固定などを見直してください
- ハザードマップを確認してください
- 過去の大災害などを忘れずに備えてください。大災害では消防署、消防団の力だけでは災害対応力が不足する可能性があります。自助、共助の意識を高めてください

お問合せ先【幸消防署】電話:044-511-0119　　メールアドレス：84saiyo@city.kawasaki.jp

応急手当ＷＥＢ講習について

応急手当ＷＥＢ講習を受講することで
普通救命講習３時間→２時間に短縮できます。

※企業等からの依頼により実技救命講習を開催できます。
実技救命講習では、事前に WEB 講習を受講することで
座学が免除され、実技中心の２時間講習になります。

- 受講申し込み等について
  川崎市消防防災指導公社
  ０４４－３６６－２４７５、８７２１
- その他応急手当等については
  最寄りの消防署までお問合せください。

出典：消防庁 HP

～　各種制度説明致します。お気軽にお電話下さい。～

自衛官についてもっと知ってみませんか？

自衛官とは

○ 平和を仕事にする国家公務員！それが自衛官です。
　➤ 国家を守る公務員　➤ 充実の福利厚生
○ 様々な仕事があります！
　　あなたの「やりたい」が必ず見つかる！

自衛官になるには様々なコースがあります

自衛官等のコース

任期制自衛官を養成

入隊2年9ヶ月以降、選考により曹に昇任

海・空自衛隊のパイロットを養成

その他のコース

陸上自衛隊

海上自衛隊

航空自衛隊

防衛省 自衛隊 川崎出張所

〒210-0004
川崎市川崎区宮本町7-1三陽会館ビル3F
TEL 044-244-5449　FAX 044-244-5441
kawasaki-kanagawa@rct.gsdf.mod.go.jp

自衛隊川崎出張所　検索

女性部会・青年部会

川崎区・幸区の小学校で租税教室を行いました

租税教室とは次代を担う児童・生徒が、租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国の在り方を主体的に考える力を育てることを目的としています。

5月18日 古市場小学校
講師 ㈱菊池電業社 菊池 剛さん

5月23日 四谷小学校 5時間目
講師 小向工業㈱ 内田 英子さん

5月23日 四谷小学校 6時間目
講師 九重運輸㈱ 山﨑 由美子さん

5月31日 戸手小学校 2時間目
講師 ㈱渡辺土木 渡辺 誠一郎さん

5月31日 戸手小学校 3時間目
講師 ㈱環科研 三見 泰士さん

5月31日 戸手小学校 4時間目
講師 ㈲テーラーマックス 外木 宏明さん

6月2日 旭町小学校
講師 ㈱永信商事 木村 正さん

6月5日 大島小学校
講師 小向工業㈱ 内田 英子さん

6月8日 日吉小学校 1時間目
講師 ㈱創信建築事務所 森本 和樹さん

6月8日 日吉小学校 2時間目
講師 ㈱環科研 三見 泰士さん

6月8日 日吉小学校 3時間目
講師 ㈲テーラーマックス 外木 宏明さん

6月8日 日吉小学校 4時間目
講師 ㈱松屋総本店 田中 千裕さん

6月12日 東門前小学校
講師 京浜化工㈱ 柏木 奈生さん

女性部会・青年部会は、一緒に活動してくれる仲間を募集しています。

女性経営者及び、女性幹部社員の皆さんの参加をお待ちしております。 一緒に、女性部会で活動していきましょう！
青年部会では50歳以下のお知り合いの方、貴社のご子息や若手社員等いらっしゃいましたらご紹介下さい！

間違い探し『引窓』の答え　①十手の房（左上）②月にかぶる鳥影（右上）③山並みのライン（右上）④顔のホクロ（左中）⑤のれんの図柄（中央）⑥行灯の枠（右中）⑦刀のさやの長さ（左下）

新入会員のご紹介

（令和５年４月１日～令和５年５月31日）

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
南３	㈲グリーンフーズあつみ	渥美和幸	大島3-35-7	キムチ製造及び販売	㈲龍美社
南１	㈱宮巳工業	宮城巳代司	大島上町9-14	塗装工事業	ＡＭ自動車工業㈱
南２	㈲Ｐｉｔ．Ｍ	村石恵美	浅田2-8-6	医療保険診療報酬請求事務代行	㈱一心屋
幸１	東芝プラントシステム㈱	小西崇夫	堀川町72-34	建設業	事務局
南４	ＴＤ Ｔｒａｃｋｓ㈲	三瓶貴公	鋼管通1-16-5	BMX競技用トラックコーディネート	ユウホーム 九重運輸㈱
東３	㈲広茂登	飯嶋克己	殿町2-14-7-2	介護保険、居宅介護支援事業	小向工業㈱
幸４	㈲リバティ	小保方隆雄	南加瀬2-33-8	訪問介護、介護タクシー、介護福祉タクシー	小向工業㈱
幸１	Ｈ＆Ｆ ＢＥＬＸ㈱	吉田一治	南幸町3-126-1 川崎南部市場	小売業	事務局

川崎南法人会　主要事業予定

７月

5日(水)
●第２回　広報委員会
会場：レゾナック 大島クラブ
時間：16：00～17：00

6日(木)
●新設法人説明会
講師：川崎南税務署担当官　他
会場：川崎南税務署
時間：13：30～16：00

11日(火)
●救急救命講習会
講師：川崎市消防防災指導公社
会場：東海道川崎宿交流館
時間：13：00～16：00

18日(火)
●女性部会　役員会
会場：川崎市産業振興会館
時間：14：00～15：00

２０日(木)
●決算法人説明会
講師：川崎南税務署担当官　他
会場：川崎南税務署
時間：13：30～16：20

２０日(木)
●第２回　事業研修委員会
会場：川崎市教育文化会館
時間：16：00～17：00

２６日(水)
●租税教室＆映画鑑賞会
会場：川崎市産業振興会館
１部：租税教室
時間：13：00～13：45
２部：映画鑑賞会（さよならティラノ）
時間：14：00～15：40

８月

9日(水)
●源泉部会　役員会
会場：川崎市産業振興会館
時間：14：00～15：00

9日(水)
●源泉部会　講演会・研修会
講師：川崎南税務署担当官　他
会場：川崎市産業振興会館
時間：15：00～17：00

２４日(木)
●決算法人説明会
講師：川崎南税務署担当官　他
会場：川崎南税務署
時間：13：30～16：20

２６日(土)～２７日(日)
●第28回 かわさきロボット競技大会
会場：川崎市産業振興会館
予選：26日（土）　決勝：27日（日）

● 税務無料相談 ●

相談日
７月の相談日／４日㈫、11日㈫
８月の相談日／８日㈫、22日㈫
午後１時～３時
相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場所
公益社団法人 **川崎南法人会事務局☎044-276-8731**
川崎市幸区堀川町66-20（川崎市産業振興会館５F）

● 法律無料相談 ●

相談日
ご希望の日程、時間をお知らせください
お気軽にご相談ください

場所
横浜綜合法律事務所（☎044-276-8731）
横浜市中区日本大通11 横浜情報文化センター11F
相談については、事前に事務局までご連絡ください。

中小企業調査
「大同生命サーベイ」

大同生命では景況感や企業経営の課題など
全国の中小企業の経営者の「生の声」を
毎月調査し、その結果を公開しています。

人材確保に向けた対策は？

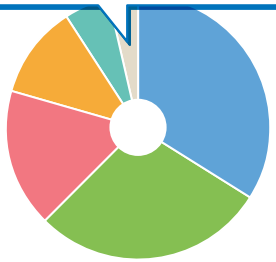

事業承継の課題は？

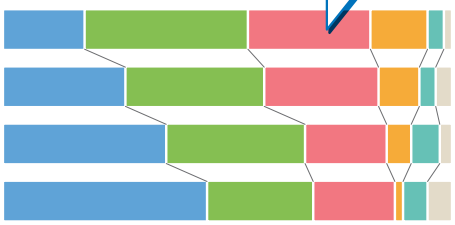

「大同生命サーベイ」では、中小企業の景況感調査（地域別・業種別）に加え、「販路開拓の実態」「成長投資への取組み」「災害への備え」など、経営者のお役立ちとなる情報を毎月テーマ設定し、全国で調査しています。

スマホの場合、下記ＱＲコードを読み取りますと中小企業調査「大同生命サーベイ」に接続いただけます。パソコンの場合は以下のアドレスより閲覧ください。

（アドレス）**https://www.daido-life.co.jp/knowledge/survey/**

◎サイトの閲覧は無料ですが、閲覧にかかる通信料金はかかります。
◎リンク先のサイトは予告なく削除、または変更することがあります。

DAIDO 大同生命保険株式会社
新横浜支社川崎南営業所/川崎市川崎区東田町5-2（川崎野村證券ビル5階）
TEL 044-211-2191